

朝鮮の道路 (四)

三浦磐雄

○現在の道路

道路網計畫に就いては最近までの朝鮮の道路改修に就いては前項までに其の大意を述べたのであるが、昭和九年三月末日現在の數字を見るに、朝鮮全土に亘る道路網計畫中

一等道路に對しては三十八路線で、此の路線の内には市街地線二十一線を含んで居て、其の延長合計三千二百二十三軒餘(約八百六里)

二等道路に對しては八十八路線で、此の路線の内には市街地線九線を含んで居て、其の延長合計九千七百七十八軒餘(約二千四百四十五里)

三等道路に對しては四百六十六路線で、此の路線に内に

は市街地線二十二線を含んで居て、其の延長合計一萬三千三百五十五軒(約三千三百三十九里)

の主要幹線道路の改修を完了し、以て交通の脈絡の普及を完璧に近づかしめて居るのである。

現在も此の道路網計畫中の、昭和十三年を竣功期とする工事と、北鮮の開拓事業の企畫に對する道路の内、二等道路と三等道路とに屬する合計延長七十八軒餘(約二十里)の改修をなすべき昭和七年度以降十五ヶ年繼續の工事を施行中である。

之を要するに、最近に於て今迄を振り返つて見るのに、二等道路の改修済となつたもの内で、全く國費に依つて施工されたものは其の五十%強で、残りの五十%弱は僅か

許りの國庫補助はあつたにしても、夫役も加味された地方

ることは勿論である。

之等から推して考へると、朝鮮では

費に依つて施工されたものである

が、一等道路と二等道路との總計

延長は一萬三千一軒餘（約三千二

百五十里）を算するに至つた。又

三等道路は全然地方費と夫役等に

依つて其の改修工事を実施したも

ので、其の延長は前記の通りであ

つて、此の延長をも加へた、即ち

一、二及三等道路の全部を通計す

れば、其の延長は實に二萬六千三

百五十六軒餘（約六千五百八十九

里）にも達して居る。

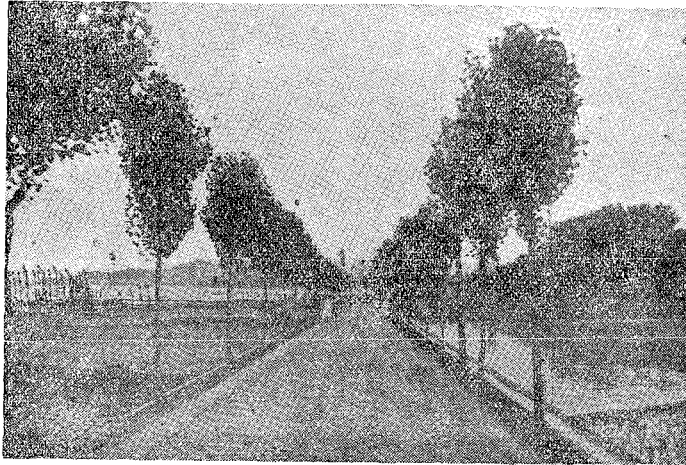
此の外に等外道路と呼ばれて居

て、併も一、二及三等道路にも匹

敵するやうな幅員を有するものが

改修されて居て其の延長は今此所に詳かでないが、相當あ

げ得たのは、其の一人一人が寒天烈日の下に致々營々とし



地方に於ける優良道路

平均一千軒（約二百五十里）に近い道路の改修工事を完成しつつ來たこととなるのである。等外道路をも入れたならば或は其の延長は倍加するのではないかと思はれる程の結果となる。

朝鮮が道路に對して如何に努力を拂つたかと云ふことが窺はれるのである。それにしても、此の仕事に携つてる人達の事を思ふとき、朝鮮全土に亘る道路改修が今日の實蹟を舉

て撓まず働いた「貴き汗」の結晶であると云ふことが出来るのである。

舗装道路に就いては朝鮮に於いての舗装道路に就いては稍々精しく述べて見やうと思ふ。

或る外國人が言つたとか「舗装のしてない道路は完全な道路とは云はれない。そんなものは道路の豫定敷地と云ふべきである」と、或は然らん。道路に對して牛馬車が運輸機關の主力であつた時代は、さうも云はれなかつたであらうが自動車等の高速度交通機關が發達して來た今日では、斯く言はれて



もと首肯れるのである。各國各地ともに、常に舗装に對する方策を練つて居て、

凡ゆる研究もし、實驗も行ひ、幾度かの失敗も嘗め、又改良も加へて居るが、尙其の完璧の域には達してるとは云はれないのである。汗勿論其の土地土地の氣候や風土などにも據るのであらうが何分にも相當多額の費用を要することが、其の進捗普及を左右してることの大きな原因であると思ふ。

朝鮮としても道路の舗装についても鋭意其の普及を望ん

るのであるが、思ふやうに捗らないのは致方ない。今、昭和九年六月の調査に表はれた朝鮮の舗装道路を見るに、全部で五十軒餘に過ぎないのである。市街地で舗装を實施したのは、十四府中の京城、平壤、釜山及咸興の四府に、地方では十三道中の京畿道管内及慶尙南道管内の二箇所のみに施工されてるのである。各所によつて其の調査報告の様式は多少異つてゐるが左に其の數字を記して見やう。

一、街路に於ける舗装

◎京城府

イ、一等道路六線に對して舗装を實施して居て

1、京城釜山線の内、幅員二十七米乃至三十五米の街路延長六千九百一米の内の四千四百六十一米丈の舗装を完成し、其の内譯は次のやうである。

區分	舗装	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)
車道	硬質	八、三〇	二七、一六〇	三、四〇一
	簡易	二、一六〇	一、一六六	〇、五五
歩道	硬質	三、六三三	六、八七	一、九三
	簡易	一〇、〇一〇	四、三〇八	〇、四三〇

計 一〇六、〇三三 一、八七一 平均三、六八
2、京城義州線の内、幅員二十四米の街路延長三千七米の内の一千百六十米丈の舗装を完成し、其の内譯は次のやうである。

區分	舗装	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)
車道	硬質	六、七七一	三、七三三	二、〇三三
	簡易	二、四〇〇	一、七〇〇	〇、七〇〇
歩道	簡易	二、七五三	一、八七三	〇、六七七
	計	二、九五五	二、三〇四	平均一、〇四一

3、京城元山線の内、幅員十一米乃至二十九米の街路延長四千三十五米の内の三千三百三十九米に舗装を完成し、其の内譯は次のやうである。

區分	舗装	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)
車道	硬質	三、四七七	六、三三〇	〇、三六
	簡易	六、七〇〇	四、三三八	〇、六四六
歩道	簡易	二、九七六	三、五五	一、一九六
	計	四、三三三	三、〇〇五	平均〇、七〇八

4、元標光化門線の幅員五十三米の街路延長六百二十

四米の内、五百九十五米に對して簡易鋪裝を行ひ、其の面積は七千七百平方米、工費四千六百二十五圓を要し、一平方米當り工費は六十錢一厘であつた。

5、徳壽宮舊總督府線の幅員十五米乃至二十二米の街路延長二千六十米の内、一千二百八十七米に鋪裝を實施し、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費 (圓)
車道	硬質	九、五四二	四、〇一八	四・九四
	簡易	四、六六三	三、六〇〇	二・七四
歩道	硬質	四、一〇一	三、六五七	五・五七
	簡易	一、六九二	八四	〇・五〇
計		二〇、〇〇〇	七、三二六	平均三・八六

6、鍾路南大門線の幅員二十七米三乃至二十九米の街路延長一千四百六十六米に鋪裝を實施し、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費 (圓)
車道	硬質	一九、八五五	六、九三七	四・五七
	簡易	六、七〇〇	二、〇三九	二・九四

以上のイの1から6迄の六線の合計總延長一萬八千九百九十三米の内、一萬二千三百八十八米の鋪裝を實施して居る譯で、其の合計内譯は次のやうになる。

區分	鋪裝	面積小計 (平方米)	工費小計 (圓)	平均一平方米當 工費 (圓)
車道	硬質	一四、八五九	四、五五九	二・九三
	簡易	三〇、四九三	四、八五七	一・五四
歩道	硬質	二四、八〇一	二六、六六四	五・六七
	簡易	二五、四三二	二、八五七	一・一三
合計		三五、五八一	六、四一六	二・四〇

口、二等道路二線に對して鋪裝を實施して居て
1、京城五里津線、幅員二十九米の街路延長二千三百三十六米の内、九百六十四米の鋪裝を完成して居る。

其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費 (圓)
車道	硬質	一四、九三三	四、〇四三	二・〇四
	簡易	九、〇八八	四、一七四	〇・四五

計 二画、〇八 興、三七 平均一・九三

2、京城江陵線、幅員二十二米乃至二十八米の街路延長一千八百七十二米の内、一千六百三米丈の舗装を完成し、其の内譯は次のやうである。

区分	舗装	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)
車道	硬質	一五、七六	三〇、八七	一・九三
歩道	硬質	三、八五	三、八五	一・〇〇
計		一九、六一	三四、七二	平均二・二二

以上のロの1及2の二線の合計總延長四千八米の内、二千五百六十七米丈を舗装實施して居て、其の合計の内譯は次のやうである。

区分	舗装	面積小計 (平方米)	工費小計 (圓)	平均一平方米 當工費(圓)
車道	硬質	三〇、七一	七、九三	二・七〇
歩道	硬質	三、八五	三、八五	一・〇〇
歩道	簡易	九、〇八	四、七四	〇・五二
合計		四三、六四	一六、五二	平均二・〇四

ハ、三等道路二線に對して舗装の實施をして居て

1、本町光熙門線、幅員五米五の街路延長二千六百五

十四米の内、一千九百四十一米の車道に硬質舗装を完成し、其の舗装面積は九千百十平方米、工費三萬六千三百七十七圓を要して居るから、一平方米當り工費は三圓九十九錢三厘となつて居る。

2、舊龍山通線、幅員七米三乃至二十四米の街路延長二千九百九十二米の内六百九十九米丈の舗装を完成して居て、其の内譯は次のやうである。

区分	舗装	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)
車道	硬質	七、九一	三、〇〇一	三・九一
歩道	簡易	四、四三	二、五九	〇・五七
計		一二、三四	五、五九	平均二・二〇

以上のハの1及2の二線の合計總延長四千八百四十六米の内、二千六百三十一米丈を舗装し、其の合計内譯は次のやうになる。

区分	舗装	面積小計 (平方米)	工費小計 (圓)	平均一平方米 當工費(圓)
車道	硬質	一六、三〇	五、三九	三・二四
歩道	簡易	四、四三	二、五九	〇・五七
合計		二〇、七三	七、九八	平均二・五九

ニ、市區改修道路六線に對して鋪裝を實施して居て

1、南大門青葉町三丁目間、幅員十八米の街路延長二、千四百十三米の内、一千六百七十六米丈を完成して居て、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當工費 (圓)
車道	硬質	九、七〇〇	五、九六六	五・七七〇
	簡易	五、〇〇〇	八、一〇〇	一・六二〇
歩道	簡易	四、〇〇〇	一、四六六	〇・三六六
計		一八、七〇〇	一五、五三二	平均 三・六四〇

2、長谷川通、幅員十八米の街路延長四百六十三米に鋪裝の完成をなし、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當工費 (圓)
車道	簡易	五、五二二	一四、六四〇	二・七〇〇
	歩道	簡易	一、九〇〇	七四八
計		七、四二二	一五、四三三	平均 二・〇九一

3、參宮通、幅員十八米の街路延長五百五米に鋪裝を完成し、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當工費 (圓)
車道	硬質	七、四四〇	二〇、四六六	二・七七〇
	歩道	硬質	二、七六〇	一三、三七一
計		一〇、二〇〇	三三、八三七	平均 三・三三〇

4、本町五丁目鍾路四丁目交叉點間、幅員十八米の街路延長八百七十二米の車道に簡易鋪裝を完成し、其の面積は四千四百七十平方米、工費三千二百八十圓を要してゐるから、一平方米當り工費は七十三錢四となる。

5、光化門中央試驗場前間、幅員二十二米の街路延長二千八百八十四米の内、一千四百四十米の車道に簡易鋪裝を完成し、其の面積は八千五百三十平方米、工費三千百五十九圓を要したから、一平方米當り工費は三十七錢を要してゐる。

6、南部幹線、幅員二十二米の街路延長九十五米の内、四十五米に鋪裝を完成し、其の内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當工費 (圓)
車道	簡易	五、〇〇〇	三、〇〇〇	一・〇〇〇
	歩車	硬質	一、八八	一、〇一八

計 六八 平均 二〇三

以上のこの1から6迄の六線の合計總延長六千五百三十二米の内、五千一米に對して鋪裝を實施した譯で、其の合計内譯は次のやうである。

區分	鋪裝	面積小計 (平方米)	工費小計 (圓)	平均一平方米 當工費(圓)
車道	硬質	二七、二七四	四、四四	四・三三
	簡易	二四、五三	二九、〇三	一・三三
歩道	硬質	二、九六	三、三九	四・五一
	簡易	六、〇〇	三、三四	〇・五七
合計		五〇、三四	二九、八〇	二・三六

ホ、等外道路一線に對して

幅員は一定しないし、此の等外道路は車道として取扱つて見ての數字であるが、其の延長四十一萬四百十米の内二千五十米に鋪裝を實施してゐるが、其の内譯は次のやうである。

鋪裝	面積小計 (平方米)	工費小計 (圓)	平均一平方米 當工費(圓)
硬質	四、四六	一六、四八	三・六七
簡易	六三、七五	五、四九七	〇・八六

紹介

合計 六八、九一 平均 二〇三

以上のイからホ迄の合計、即ち京城府に於ける鋪裝工事の實施された全部を綜合して見ると一、二等道路に於て十線、市區改修道路六線及等外道路の合計總延長四十四萬三千九百八十九米の内、二萬四千五百五十七米に對して鋪裝を實施して居て、其の内譯は次のやうになる。

區分	鋪裝	面積通計 (平方米)	工費通計 (圓)	平均一平方米 當工費(圓)
車道	硬質	二二、三、五八	六、四八、六四七	三・〇七
	簡易	二八、二七〇	八、一、五七	〇・六六
歩道	硬質	三、一、七四	一、七、八七	五・三七
	簡易	四、九六九	三、五、九四	〇・八三
總計		四八、三、六一	九、五、二、七六	二・二六

◎平壤府

イ、一等道路一線、平壤元山線に對して、街路平壤義州線に鋪裝を實施して居て、其の内譯は次のやうである。

區分	單位	車道	歩道	小計
鋪裝	—	ワレナイトビ	コンクリ	—
幅員	米	チヨリシツク	トプロツク	—
		八・五〇	二・五〇	—

一一七

延長 米 三、七三〇・〇〇 二、九七四・〇〇 三、三三六・〇〇
 面積 平方米 四、三三四・〇〇 七、四三五・〇〇 二、七九九・〇〇
 工費 圓 二、四四五・〇六 八、九三三・〇〇 二九、三三七・〇〇
 一平方米 圓 二、四〇〇 一、二〇〇 平均一・六四三
 當工費 圓 二、四〇〇 一、二〇〇 平均一・六四三

二百九十米にワーレナイトビチユーリシツク鋪裝を實施し、其の面積一千四百五十平方米、工費三千四百八十圓を要したから、一平方米當り工費は二圓四十錢である。以上のイ及ロの合計、即ち平壤府に於て鋪裝が實施された合計を見ると、等外道路は便宜上車道として取扱つて置いて、次のやうになる。

區分單位	車道	步道	合計
鋪裝	ワーレナイトビチユーリシツク	コンクリートプロツク	—
延長小計	米 六〇〇・〇〇	二、九七四・〇〇	三、五七四・〇〇
面積小計	平方米 五、七九四・〇〇	七、四三五・〇〇	一三、二二九・〇〇
工費小計	圓 一、三〇五・六〇	八、九三三・〇〇	一〇、二三〇・六〇
平均一平方米當工費	圓 二、四〇〇	一、二〇〇	平均一・六四三

A、右の外一等道路平壤義州線に對して、其の車道幅員八米五乃至二十六米、延長二千九百五十五米にワーレナ

イトビチユーリシツク鋪裝の實施計畫中であつて、其の面積の四萬一千六百十九平方米に對してである。以上のイ、ロ及Aの合計、即ち平壤府に於ける鋪裝の實施されたものと實施計畫中のものとを合計すれば次のやうになる。

區分單位	車道	步道	總計
鋪裝	ワーレナイトビチユーリシツク	コンクリートプロツク	—
延長通計	米 三、六一七・〇〇	二、九七四・〇〇	六、五九一・〇〇
面積通計	平方米 四七、四三三・〇〇	七、四三五・〇〇	五四、八六八・〇〇

①釜山府

イ、一等道路京城釜山線に對して、街路釜山驛前通の延長百三十九米に次の内譯のやうな鋪裝を實施して居る

區分單位	車道	步道	小計
鋪裝	シートアスファルト	コンクリートプロツク	—
幅員	米 九・六六	五・四四	一五・一〇
面積	平方米 一、四四六・六七	四、五五・五一	六、〇〇一・一八
工費	圓 三、八三三・六六	七九・四五	四、六三三・一一
一平方米當工費	圓 二、六五〇	一、九〇〇	平均二、四八三

ロ、二等道路の釜山下端線に對して舗装を實施して居るが、其の面積には廣場と取合せ道路との面積をも含めて其の内容は次のやうである。

1、局前通の延長百八十七米五に對しては次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
舗装	小舗石	コンクリート	—
幅員	米	米	米
面積	平方米	平方米	平方米
工費	圓	圓	圓
當工費	圓	圓	圓

2、局前通の延長三十八米に對しては次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
舗装	ワレナイトビ	同	—
幅員	米	米	米
面積	平方米	平方米	平方米
工費	圓	圓	圓
當工費	圓	圓	圓

4、富平町通の延長三百四十七米八に對しては全部トペ

カ舗装を實施して其の内譯は次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
幅員	米	米	米
面積	平方米	平方米	平方米
工費	圓	圓	圓
當工費	圓	圓	圓

5、道廳前通の延長五百九十二米五に對してトペカ舗装を實施し、其の幅七米五二の車道に、面積五千三百六平方米、工費九千四百四十四圓六十八錢を要したから一平方米當り工費は一圓七十八錢であつた。
以上のロの1から5迄の合計、即ち二等道路に對して舗装を實施した合計は延長二千五百五十七米八となり、其の内譯は次のやうである。

區分單位	車道	歩道	合計
面積小計	平方米	平方米	平方米
工費小計	圓	圓	圓
平均一平方米當工費	圓	圓	圓

ハ、等外道路はトペカ舗装を實施し、廣場及取合せ道路

の面積も加へて其の内容は次のやうである。

1、市場前通の延長三百九十米八に對しては次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
幅員 米	六・〇六	三・〇四	九・〇六
面積 平方米	三、三三・九〇	一、〇六・〇〇	四、四〇・九〇
工費 圓	七、七〇・六一	二、三三・六六	一〇、〇三・二七
一平方米當工費 圓	二、三三〇	二、二一〇	平均二、二六一

2、長手通の延長九百九十五米四に對しては次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
幅員 米	五・六六	四・〇〇	一〇・六六
面積 平方米	六、九五・五〇	四、三五・〇〇	一一、三〇・五〇
工費 圓	一七、八二・三〇	九、一〇・四五	二六、九二・七五
一平方米當工費 圓	二、五五〇	二、二一〇	平均二、三三八

以上のハの1及2の合計、即ち等外道路に對しては鋪裝を實施した合計は延長一千三百八十六米となり、其の内譯は次のやうになる。

區分單位	車道	歩道	小計
面積計 平方米	一〇、三三・四〇	五、四二・〇〇	一五、七五・四〇
工費計 圓	二五、五六・八一	二、四七・三三	二八、〇三・一四
平均一平方米當工費 圓	二、四七九	二、二一〇	平均二、三三二

以上のイ、ロ及ハに屬する工事の合計、即ち釜山府に於て鋪裝の實施された分を合計すれば延長は三千四百五十七米七となり、其の内譯は次の通りである。

區分單位	車道	歩道	合計
面積小計 平方米	二七、七五・七三	八、四三・三三	三六、一九・〇六
工費小計 圓	六、四三・五〇	一、六三・四二	八、〇七・九二
平均一平方米當工費 圓	二、三三〇	一、九六九	平均二、二四九

い、釜山府では此の調査をして居る際に、等外道路に對して施工中の鋪裝があつた。其の内容は鋪裝面積に廣場と取合せ道路へ鋪裝した面積をも合せて、次のやうになる。

1、南濱及北濱地内の街路に對して、其の内譯は次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
鋪裝	膠石	コンクリートブロック	—
幅員	米 二・六	八・六	二〇・三
延長	米 一、〇八四・〇	一、二九・四	—
面積	平方米 一四、二九四・七三	八、八七・四三	三、一八・二五

2、此の外に車道のみに対し鋪石を延長八十五米四六鋪装しつつあつて、其の幅員は十一米四二、面積は九百十平方米六四である。

3、牧之島地内の街路に對しては次のやうに施行中である。

區分單位	車道	歩道	計
鋪裝	鋪石	コンクリートブロック	—
幅員	米 二・四三	八・四	九・八
延長	米 一〇〇・〇	四四・四	—
面積	平方米 二〇・六・六	三、七・元	四、三三・九七

以上の1から3迄の施工中に屬するものの合計は次のやうになる。

區分單位	車道	歩道	合計
延長小計	米 一、二九四・四	一、五三・〇	—

紹介

面積小計	平方米 二六、三二・〇	三、一五・七三	二九、四七・七三
------	-------------	---------	----------

次に鋪裝實施計畫中のものがある。

A、一等道路の京城釜山線中、次の内容のやうな實施計畫中のものがある。

1、榮町通に對しては、車道歩道共にアスファルトモルタル鋪装を施す豫定で、其の延長は一千百七十一米七で、其の内譯は次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
幅員	米 九・五	四・九〇	一四・六一
面積	平方米 二、三八・九三	五、七四・三三	一七、一三・二六

2、草梁驛前通の車道、幅員八米六六、延長四百五十九米、其の面積三千九百七十四平方米九四に對しアスファルトモルタル鋪装を施す豫定である。

3、釜山鎮通の車道、幅員十米四六、延長二千二百六十二米、其の面積二萬三千六百六十六平方米五二に對し、トペカ、アスファルトコンクリート鋪装の實施計畫中である。

4、東萊街道の車道、幅員九米八六、延長一千七百一十米、其の面積一萬六千七百七十一平方米八六に對してアスファルトコンクリート舗装を施工する豫定である。

以上のAの1乃至3のものを合計すれば、其の延長は五千五百九十三米三となり、舗装面積小計は車道に於て五萬五千七百七十六平方米二四、歩道に於て五千七百四十一平方米三三であつて、其の合計は六萬一千五百七十七平方米五七となつてゐる。

B、等外道路ニヶ所に對して舗装實施計畫中であり其の内容は次のやうである。

1、海雲臺街道の車道、幅員八米、延長一千六十五米、其の面積八千五百二十平方米にアスファルトコンクリート舗装を施すことになつてゐる。

2、大倉町通の延長七百三十八米に對し舗装の實施計畫中、其の内譯は次のやうである。

區分單位	車道	歩道	計
舗装	シートアス	コンクリ	
	フアルト	トブロック	

幅員	米	面積	平方米
幅員	七・六四	面積	五、六六・三
	五・〇三		三、六五・六
	三・六六		九四七・〇

以上のBの1及2のものを合計すれば、其の延長は一千八百三米となり、豫定舗装面積小計は車道に於て一萬四千五百五十八平方米三二、歩道に於て三千八百三十八平方米二八で、合計一萬七千九百九十六平方米六となる。

以上のA及Bに屬する釜山府に於て舗装實施計畫中のものを通計すれば、其の延長は七千三百九十六米七となり其の面積合計は車道に於て六萬九千九百五十四平方米五六、歩道に於て九千五百七十六平方米六一、其の通計は七萬九千五百三十一平方米一七となる。

以上のイ、ロ、ハ、ヘ、A及Bの合計、即ち釜山府に於ける舗装の實施、施工中及實施計畫中のもの全部の總計を見れば次のやうになる。

區分單位	車道	歩道	總計
延長通計	米	三、三三・六	三、四七・〇
面積通計	平方米	二四、〇三・三	三〇、二五・八五
			一四、一六・七

◎咸興府

イ、一等道路元山會寧線のニヶ所に對し鋪裝を實施して居る。其の内容は次のやうである。

1、軍營通の街路延長六百米の車道、幅員八米五に對しビチユーマルス及タールの鋪裝を實施し、其の面積は廣場及取合せ道路を加へて五千百平方米七、工費一萬二千八百七十六圓一錢を要して居るから、一平方米當工費は二圓五十二錢四厘となる。

2、大和町通の街路延長二百八十米の車道、幅員七米に對しターマカダム鋪裝を施工し、其の面積は廣場及取合せ道路面積を入れて二千五百二十四平方米、工費六千五百七十七圓六十錢を要して居るから、一平方米當り工費は二圓四十錢となつて居る。

以上のイの1及2に對するものを合計すれば延長小計八百八十米、鋪裝面積小計七千六百二十四平方米七となり其の工費小計一萬八千九百三十三圓六十一錢、平均一平方米當り工費は二圓四十八錢三厘となる。

ロ、二等道路咸興西湖津線に對しては、本町通の街路延長二百九米、幅員四米三六にターマカダム鋪裝を實施して居て、其の面積は一千六十六平方米、工費二千五百五十八圓四十錢を要したから、一平方米當り工費は二圓四十錢となつて居る。

ハ、等外道路に對しては次のやうな内容である。

1、大和町通の車道、幅員七米にターマカダム鋪裝を實施して居て、其の内譯は次のやうである。

區分	延長(米)	鋪裝面積(平方米)	工費(圓)	一平方米當工費(圓)
(1)	三〇四・〇〇	二、三〇四・〇〇	五、五元・六〇	二・〇四〇
(2)	二六〇・〇〇	二、一七二・〇〇	五、四元・〇〇	二・〇五〇
(3)	一〇六・〇〇	一、四四〇・〇〇	二、八〇・〇〇	二・〇〇〇
計	七四四・〇〇	五、九一六・〇〇	一三、八七・六〇	平均二・〇三六

2、昭和通の廣場の車道に對してターマカダム鋪裝を面積二千七百七十七平方米施工し其の工費の五千五百五十四圓を要して居るから一平方米當り工費は二圓であつた。

以上のハの1及2のものを合計即ち等外道路に於ては車

道延長小計七百四十四米及廣場一ヶ所に、面積小計八千六百九十二平方米二のターマカダム舗装を實施し其の工費小計は一萬九千三百九十一圓六十錢を要して居るから平均一平方米當り工費は二圓二十三錢一厘となつて居る。

以上のイ、ロ及ハに屬するものの合計、即ち咸興府で實施した舗装の全部の通計は其の車道延長合計一千八百三十三米及廣場一ヶ所に面積合計一萬七千三百八十三平方米三に對して、工費合計四萬八百八十三圓六十一錢を要して居て、其の平均一平方米當り工費は二圓三十五錢二厘となつて居る。

A、右の外に等外道路中の街路昭和通の車道に幅員十二米三二、延長四百七十米、其の面積六千八百八十三平方米のターマカダム舗装の實施計畫中である。

以上のイ、ロ、ハ及Aに屬するものの合計、即ち咸興府で舗装の實施されたものと實施計畫中のものとの總計を見ると、其の延長通計は二千三百三米及廣場一ヶ所、舗装面積通計は二萬三千五百六十六平方米三となる。

二、地方に於ける舗装

イ、京畿道管内では一等道路京城仁川線の鶯梁津永登浦間の車道、幅員十八米の内の中央六米に舗装を實施し、其の内譯は次のやうであり。

舗装	延長 (米)	面積 (平方米)	工費 (圓)	一平方米當 工費(圓)	摘要
ターマカダム	三、四二〇・二〇	四、五八三・七〇	八、五	一・七五	栗石基礎 厚十八糎
コンクリート	八四	五、八二一・三六	二、九八	一・二九	基礎コン クリート
二・三厚四糎	七	四三五・三六	三、二四	一・三〇	厚十糎
合計	五、三〇六	一〇、八四〇・三六	一〇、七五	一・七五	

ロ、慶尙南道管内では一等道路京城釜山線の東萊面西面地内に、幅員七米三の道路の中央三米にグラノリツク厚四糎の舗装を實施し基礎にはコンクリート(一・三・六)厚十糎を用ひ、其の延長四千米、舗装面積一萬二千平方米之が工費は二萬五千二百圓を要したから、一平方米當り工費は二圓十錢になつて居る。

以上のイ及ロに屬するものの合計、即ち朝鮮の地方道路

に鋪裝工事を實施したものの總計は延長に於て九千三百六米、其の面積總計四萬三千八百三十四平方米、工費總計八萬九百圓六十錢となつて居る。従つて平均一平方米當り工費は一圓八十四錢六厘となつて居る。

最後に街路及地方道路に對しての鋪裝工事の全部、即ち鋪裝を實施されたもの、施工中のもの及實施計畫中のものを綜合して見るに、其の延長總計（車道と歩道と區別して延長の出してある所は其の長い方を採つて居て、市區改修道路も等外道路も含んで居る）は五萬二千二百二十米となつて居るが、前にも述べたやうに、之を道路網計畫の一、二及三等道路の竣工した總延長二萬六千三百五十六米餘（等外道路は含んで居ない）に比して見ると實に九牛の一毛であつて、僅に大約五百分の一（〇・二%強）にしか當つて居ない。此の數字によつて考察するに、朝鮮に於ての鋪裝は前途尙程遠く併も今後益々其の施行を進めて行かねばならないのであるから、此の方面に従事して居るものは有望な仕事として將來とも矚目に値するものと思はれる。然し、

内地とは總ての點に於て異つて居ることをよく研究して懸らぬと飛んだ失敗を招くことにもなるであらうと思ふことを言ひ添へて置く。

自動車道の構造に就いては朝鮮では今回自動車道の構造に就いての規則を公布したのである。夫れは昭和十年二月七日の官報に全文が載つて居るが、朝鮮總督府令であつて「朝鮮自動車道構造規程」と云ふのである。

此の規程は第一章一般自動車道、第二章専用自動車道の二つに分けてあつて、全部は二十八ヶ條から成つて居る。特殊の事由ある場合に就いても定めてあるが、夫れを除いた標準的のものは一般自動車道の方も専用自動車道の方も大體似通つて居て、其の概要を記せば次のやうである。

有效幅員は一般自動車道に於ては一車線を一米として二車線以上で車線の限界を明示する事に、専用の方では三米以上で六米未満の場合は適當に待避所を設けること。有效路面は鋪裝して、其の兩側には幅五十種の路肩を造ること。

側溝の深さ及底幅は三十糎以上とし、尙路面と最高水位との間も三十糎以上とすること。

縦斷勾配は二十分の一より急にすること出來ず、尙其の變り目には相當の縦斷曲線を設けること。

曲線の半徑は一般の方が三百米以上、専用の方は百米以上となつて居て、其の背向の箇所には相當の長さの直線部を設けること。

視距は一般の方が百三十米以上、専用の方は八十米以上と爲すこと。

横斷勾配は舗裝の種類に依つて十二分の一乃至六十分の一として曲線の半徑一般の方で五百米以下、専用の方で三百米以下である場合には、曲線の内側の方で有效幅員を相當擴げ片勾配とすること。

一般自動車道で隧道内や橋の上下に於ての路面上の有効高は四米とすること。尙路面や橋梁其の他の工作物は荷重六廳以上の自動車の通過に耐へること。

一般の道路や通路、自動車道、鐵道及軌道とは平面交叉

は出來ない。又交通上危険と思ふ所には危害豫防の諸設備を施すこと。

一般自動車道に於ての駐車場、給油所、事務所等は有效路面の外に置いて、其の相互間に通信設備をすること。

最後に自動車道事業者及自動車運轉業者に對する已むを得ざる場合の例外のことを認めて居る。

本令は、昭和十年四月一日から實施することに附則で決めて居る。

此の規程が出たから之からの朝鮮には前項で心細いと思つた舗裝道路も其の施工率が良なつて行く事と思はれる。

正 誤

道路の改良第十七卷第一號の標題「朝鮮の道路」中第百三十九頁に於て
十二行目 慶尙北道トアルハ全羅北道ニ訂正
十三行目 慶尙南道トアルハ全羅南道ニ訂正
十四行目 黄海道トアルハ慶尙北道ニ訂正
尙十五行目平安南道ノ前ニ左記二行加入
慶尙南道一、二八、七三、二六 明治四三年
昭和元年 二七 元、六三、五五
黄海道一、五七、五九、九一 大正元年 二五 四、七三、七九